

第17 避難器具

本設備に関する検査は、設置されたすべての器具について行うものとする。

I 外観検査

1 設置位置

- (1) 容易に接近でき、かつ、避難器具を使用するのに支障のない空間を有している安全な構造の開口部に設けてあること。
- (2) 他の階に設置された避難器具とは、相互に支障のない位置であること。
- (3) 降下空間に避難上障害となるものがないこと。
- (4) 避難器具の種類に応じた避難空地が確保されていること。
- (5) 見やすい箇所に避難器具である旨及びその使用方法を表示する標識が設置されていること。

2 取付部等

- (1) 取付部は、構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分であること。
- (2) 取付具、固定部材等は使用の障害とならず、かつ、設置された避難器具の種類に応じ適正なものであること。

3 器具本体等

- (1) 避難はしご、緩降機、避難ロープ又は救助袋は、設置場所から降着面までの高さに応じた長さのものであること。
- (2) 避難橋は十分なかかり長さを有すること。
- (3) 救助袋本体の下部出口部の降着面からの高さは、無荷重の状態において0.5m以下であること。
- (4) 斜降式の救助袋は水平面に対して、おおむね45度になる長さで、かつ、降着面に所定の固定環を有するものであること。
- (5) 固定はしご及びつり下げはしごの横さんは、防火対象物の壁面から10cm以上の距離があること。
- (6) 緩降機のロープは、防火対象物と接触して損傷しないよう設置されていること。
- (7) 滑り台は、避難上支障が無く、かつ、安全な降下速度を保つことができるよう設置されていること。

II 性能検査

救助袋、緩降機、その他特殊な構造の器具でこれに類するものについて実施する。

1 方法

- (1) 救助袋についてはダミー（人体を想定した形状、重さを有するもの）を降下させる。
- (2) 固定部材にアンカーボルト等を使用するものにあつては、当該アンカーボルト等の引き抜きに対する耐力を設計引抜荷重に相当する試験荷重を加えて確認すること。

この場合において、試験荷重は、アンカーボルト等の引き抜き力を測定することので

きる器具等を用いて、次の式により求められる締付トルクを加えるものとする。

$$T = 0.24DN$$

T : 締付トルク	N (k g f) ・ c m
D : ボルト径	c m
N : 試験荷重 (設計引抜荷重)	N (k g f)

2 合否の判定

- (1) 取付具の取付部分に亀裂、取付ボルトの損傷、引き抜け等が生じないこと。
- (2) 取付具に破断、亀裂、耐力上支障のあるたわみ等が生じないこと。
- (3) 取付具の構造上重要な部分に使用されているロープ、ワイヤーロープ等に耐力上支障のあるたわみが生じないこと。
- (4) 取付部に構造耐力上支障のある異状が生じないこと。
- (5) 器具本体に亀裂、破損、著しい変形若しくは伸び等の異状が生じないこと。
- (6) 降下中器具本体に避難上障害となる横ゆれが生じないこと。
- (7) その他安全な降下速度が得られ、かつ、避難上支障がないこと。